

特定自動運行許可証再交付申請について

特定自動運行の許可を受けた方で、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた公安委員会に「特定自動運行許可証再交付申請書」を提出して許可証の再交付を申請することができます。

申請方法

1 申請受付時間

午前9時0分から午後5時45分までの間（土・日・祝日を除く）

2 申請・返納窓口

大阪府警察本部交通部 交通総務課企画第六係 電話 06-6943-1234 内線50261

※ 警察署での受付は行っていません。

3 申請について

(1) 亡失、滅失の場合

特定自動運行許可証再交付申請書（記載例参照）
を提出してください。

(2) 汚損、破損の場合

① 特定自動運行許可証再交付申請書

② 汚損又は破損した特定自動運行許可証

を提出してください。

4 注意事項

(1) **書類に不備等があれば、追加の書類の提出を求めたり、受理できない場合もありますので、申請手続き前に、必ず上記申請窓口まで連絡をお願いします。**

(2) 再交付を受けた場合に、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、当該許可証に係る特定自動運行実施者は、遅滞なく、当該発見し、又は回復した許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければなりません。